平成２１年（フ）第１３９号
福岡県大牟田市野添町26番地３　ニューアドバンスコーポ101号
債務者　松島かほる
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１５号
福岡県大牟田市山上町４番地１　コアマンション山上倶楽部606号
債務者　福本　義則
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１９号
福岡県大牟田市鳥塚町121番地４
債務者　宮本　勝美
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第２６号
福岡県大牟田市中島町６番地６
債務者　木村智由紀
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第２７号
福岡県大牟田市天領町３丁目１番地８
債務者　益田カツエ
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第３１号
福岡県大牟田市大字橘1408番地１　南橘市営住宅６棟104号
債務者　松本　　潤
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１０２号
名古屋市東区前浪町４番４―407号　市営前浪荘
債務者　荒居　節子（旧姓浅田）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６１３号
名古屋市昭和区北山町２丁目22番地
債務者　大島　尚茂
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６９８号
名古屋市熱田区伝馬２丁目29番30号　市営伝馬荘212号
債務者　浅井　正三
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１号
兵庫県丹波市市島町中竹田4508番地　市営住宅竹田団地104号
債務者　尾松憲治郎
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
北海道小樽市オタモイ３丁目22番35号、前住所北海道小樽市オタモイ３丁目22番３号
債務者　小田　好子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第５２号
北海道小樽市星野町８番12号、前住所札幌市手稲区新発寒３条１丁目２番13―303号
債務者　松井真奈美
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第５４号
北海道小樽市若竹町１番４号　佐藤アパート、前住所北海道江別市上江別西町１番地の14　大森アパート
債務者　遠藤みや子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２３号
北海道苫小牧市山手町２丁目11番17号
債務者　上地　　緑（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第５７号
北海道苫小牧市東開町５丁目９番８号
債務者　成田　輝彦
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３４８号
仙台市青葉区芋沢字大竹16番地の11
債務者　中條　啓子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３７５号
仙台市若林区文化町11番１―401号
債務者　内海　光吉
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３７７号
仙台市太白区郡山３丁目13番14号　清風荘103
債務者　大友　憲子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係